

特定業務委託事業者の禁止行為

禁止行為	概要
受領拒否	特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
報酬の減額	特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を減ずること。
返品	特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、その給付に係る物品等を引き取らせること。
買ったたき	特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比し、著しく低い報酬の額を不当に定めること。
購入・利用強制	特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合等の正当な理由がないにもかかわらず、自己の指定するものを強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
不当な経済上の利益の提供要請	特定業務委託事業者が自己のために、特定受託事業者に、金銭、役務、その他の経済上の利益を提供させることにより、特定受託事業者の利益を不当に害すること。
不当な給付内容の変更・やり直し	特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、給付の内容を変更させ、又は給付を受領した後に給付をやり直させることにより、特定受託事業者の利益を不当に害すること